

平成29年 6月26日

内閣官房内閣人事局

内閣参事官（高齢対策・退職管理担当）御中

公益財団法人 日本食肉消費総合センター

「国と特に密接な関係がある」公益財団法人への該当性について（報告）

当法人は、国家公務員法等の一部を改正する法律（平成19年法律第108号。以下「改正法」という。）による改正後の国家公務員法（昭和22年法律第120号。以下「改正国公法」という。）第106条の24第1項第4号及び改正法附則第12条並びに独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第54条の2第1項において準用する改正国公法第106条の24第1項第4号及び改正法附則第10条において準用する改正法附則第12条、職員の退職管理に関する政令（平成20年政令第389号）第32条及び附則第4条、特定独立行政法人の役員の退職管理に関する政令（平成20年政令第390号）第18条及び附則第3条、職員の退職管理に関する内閣府令（平成20年内閣府令第83号）第9条及び附則第3条、並びに特定独立行政法人の役員の退職管理に関する内閣府令（平成20年内閣府令第84号）第8条及び附則第3条の諸規定に関し、「国と特に密接な関係がある」公益財団法人に該当しないので、その旨公表いたします。

「本件連絡先」

電 話 03-3584-0291

F A X 03-3584-6865

電子メール [matsumoto@jmi.or.jp](mailto:matsumoto@jmi.or.jp)